

立川市障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）に規定する障害福祉サービス事業者、障害者支援施設等及び相談支援事業者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業者及び障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して、立川市（以下「市」という。）が行う指導及び監査について、必要な事項を定めるものとする。

(指導及び監査の目的)

第2条 指導及び監査は、総合支援法、児童福祉法及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）、東京都の条例及び規則並びに市の規則で定める最低基準及び指定基準等（以下「基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、障害福祉サービス事業者等が提供するサービス内容の質の確保並びに自立支援給付、障害児通所給付及び障害児相談支援給付（以下「自立支援給付等」という。）に係る費用の支給等の適正化を図り、市における障害者及び障害児の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(指導の方針)

第3条 指導は、障害福祉サービス事業者等に対し、基準等に定めるサービス内容及び自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について、周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施する。

(指導の形態)

第4条 指導は、次の各号に掲げる形態で行い、その内容は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 集団指導 指導の対象となる障害福祉サービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法又はオンライン等の活用による動画配信等の方法により行う。
- (2) 運営指導 指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所において、次のいずれかの方法により実地で行う。ただし、運営指導を効率的かつ効果的に行うため、

必要に応じて一定の場所において個別に指導を行うことができる。

ア 一般指導（市が単独で行う指導をいう。）

イ 合同指導（市が東京都と合同で行う指導をいう。）

（指導の選定基準）

第5条 指導は、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、次の各号に掲げる指導の形態に応じて、当該各号に定める選定基準に基づいて対象の選定を行うものとする。

(1) 集団指導 集団指導を行うことが適当と認められる障害福祉サービス事業者等である。

(2) 運営指導 次のいずれかに該当する障害福祉サービス事業者等である。

ア 事業開始後運営指導を実施していない。

イ 過去の運営指導における指摘事項の改善が図られていない。

ウ 過去の運営指導における指摘事項の改善状況の確認が必要である。

エ 前年度、集団指導を欠席している。

オ その他運営指導を行うことが適当と認められる。

（実施方針及び実施計画）

第6条 指導を効率的かつ効果的に実施するため、指導の重点事項及び指導目標等について定めた指導実施方針（以下「実施方針」という。）を毎年度、別に定めるものとする。

2 実施方針に基づき、当該年度の運営指導等の実施時期等を定めた実施計画を別に定めるものとする。

（調査書の提出）

第7条 指導の実施に当たっては、障害福祉サービス事業者等から指導に必要となる書類（調査書）等の提出を求めることができる。

（集団指導の実施方法）

第8条 集団指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日時、場所、出席者、指導内容等を文書により、当該障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

2 集団指導は、基準等に定めるサービスの取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求等の内容、制度改正の内容、過去の指導における指導事例等について、講習等又はオンライン等の活用による動画配信等の方式で行うものとする。

（運営指導の実施方法）

第9条 運営指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ運営指導の根拠規定、実施日時、実施場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により、当該障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。ただし、緊急に指導を実施する必要があると判断した場合には、指導の開始時に通知を行うことができる。

2 運営指導は、事業種別ごとの基準等に基づき、関係書類等の閲覧及び関係者との面談方式により行う。

3 運営指導は、2人以上の職員により指導班を編成して実施する。

4 指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、文書によりその内容を当該障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

5 前項の規定による通知をしたときは、当該障害福祉サービス事業者等に、改善事項に係る改善状況を記載した報告書を、当該文書の発送日から30日以内に提出することを求めるものとする。

6 市は、必要と認めるときは、総合支援法第11条の2の規定に基づき、運営指導及びこれに係る事務の一部を指定事務受託法人に委託することができる。

(指導後の措置)

第10条 運営指導の結果に応じて、次の各号に掲げる措置等を行うものとする。

(1) 運営指導の結果、指摘した事項について改善が不十分な障害福祉サービス事業者等については、必要に応じて、再度運営指導を行う。

(2) 運営指導の結果、第12条に規定する監査の選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに監査を行う。

(3) 運営指導の結果、障害福祉サービス事業者等のサービス内容又は自立支援給付に係る費用等の請求等に関し、不当な事実を確認したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、自立支援給付等に係る費用等の自主返還等を行うよう指導するものとする。

(監査方針)

第11条 監査は、障害福祉サービス事業者等のサービス内容が不当である場合、自立支援給付等に係る費用等の請求等に関する事項について不正が疑われる場合及び事業運営に重大な支障が生じていることを疑うに足りる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

(監査の選定基準等)

第12条 監査は、障害福祉サービス事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) サービス内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある。
- (2) 自立支援給付等に係る費用の請求等に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある。
- (3) 基準等において、重大な違反があると疑うに足りる理由がある。
- (4) 度重なる運営指導によってもサービス内容又は自立支援給付等に係る費用の請求等に改善がみられない。
- (5) 正当な理由がなく、運営指導を拒否した。

(監査の実施方法等)

第13条 原則として監査を実施する前に自立支援給付等に係る費用の請求等による書面調査を行うとともに、必要と認められる場合には、障害福祉サービス事業者等のサービスを受けた障害者及び障害児並びにその保護者に対する聞き取り調査を行うものとする。

- 2 前条各号のいずれかに該当し、監査を実施する必要があると認めるときは、監査実施通知を交付した上で、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は出頭を求めて関係者に対して質問し、若しくは当該障害福祉サービス事業者等の事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他物件の検査を行うものとする。
- 3 監査を実施したときは、当該監査に係る調書を作成するものとする。
- 4 監査は、原則として、運営指導の指導班を中心に2人以上の職員により監査班を編成して実施する。ただし、市長は、必要があると認めるときは、問題の性質等に応じて、課長の職又はこれに相当する職にあるものを長とした3人以上の職員により特別班を編成して実施することができる。
- 5 監査の結果、改善報告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、当該福祉サービス事業者等に対し文書によりその内容を通知するとともに、その事項の改善状況について報告書の提出を求めるものとする。

(監査後の措置)

第14条 監査を実施した結果、障害福祉サービス事業者等（指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設設置者及び指定障害児通所支援事業者に限る。）が次の各号のいずれかに該当するときは、東京都知事及び当該障害福祉サービス事業者等に対し、その旨

を通知するものとする。

(1) 総合支援法第49条第1項各号若しくは第2項各号若しくは第51条の28第1項各号に掲げる場合又は第50条第1項各号若しくは第51条の29第1項各号の定め

(2) 児童福祉法第21条の5の23第1項各号に掲げる場合又は第21条の5の24第1項各号の定め

2 監査の結果、障害福祉サービス事業者等（指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者に限る。以下「特定相談支援事業者等」という。）が、総合支援法第51条の28第2項各号又は児童福祉法第24条の35第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

3 前項の規定による勧告（以下「勧告」という。）を受けた特定相談支援事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

4 勧告をした場合において、その勧告を受けた特定相談支援事業者等が期限内に勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 勧告をした場合において、その勧告を受けた特定相談支援事業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定相談支援事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、市長は、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第15条 監査の結果、当該特定相談支援事業者等が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、及び必要があると認めたときは、当該各号に定める措置をとるものとする。

(1) 総合支援法第51条の29第2項各号のいずれかに該当する場合 同項の規定による指定の取消し又は期間を定めてその効力の全部若しくは一部の停止

(2) 児童福祉法第24条の36各号のいずれかに該当する場合 同条の規定による指定の取消し又は期間を定めてその効力の全部若しくは一部の停止

2 前項の規定により指定の取消し等を行う場合は、立川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年立川市規則規則第39号）第6条に基づいて行うものとする。

（指定の取消し等以外の措置）

第16条 監査の結果、特定相談支援事業者等が前条第1項各号に掲げる場合に該当しないと認める場合において、当該監査の対象となった特定相談支援事業所等に対して、運営指導その他の適宜の方法により、必要な助言又は指導を行うものとする。

(聴聞等)

第17条 監査の結果、特定相談支援事業者等に対して、勧告又は指定の取消し等の処分を行う場合は、監査後、当該事業者等に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与しなければならない。

(経済上の措置)

第18条 市長は、監査の結果、当該障害福祉サービス事業者等が、サービス内容又は自立支援給付等に係る費用等の請求に関し、偽りその他不正の行為により支給を受けた事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合は、総合支援法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項の規定に基づき不正利得の徴収を行うことができる。

2 前項の規定により当該障害福祉サービス事業者等から不正利得の徴収を行うときは、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 サービス内容又は自立支援給付等に係る費用の請求等に関し、偽りその他不正の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、5年間とする。

(東京都への報告等)

第19条 市長は、次の各号に掲げるときのいずれかに該当する場合は、当該各号に定める事項について、東京都に報告するものとする。ただし、第3号に掲げるときにおいて、当該報告の必要がないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 実施計画を策定したとき 当該実施計画
- (2) 障害福祉サービス事業者等に対して運営指導を行おうとするとき その旨
- (3) 前項に定める運営指導を行ったとき 運営指導の結果の概要

(関係機関等との連携)

第20条 指導及び監査を実施するに当たって、東京都及び他の関係機関との連携を図り、効果的に実施するよう努めるものとする。

(情報の公表)

第21条 指導及び監査の結果並びに改善状況について、今後の障害福祉サービス事業者等の指導等に支障があると認めた場合及び個人情報など法令等により非開示とされる場合

を除き、市のホームページに掲載し、市民等に広く情報提供するものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、指導及び監査の実施に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。